

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年4月11日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要)  <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年4月16日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年4月13日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ②③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成30年4月16日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部  建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年4月25日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		平成30年4月16日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年4月16日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 判定根拠資料は、H30-002号を参照。		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成30年4月18日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成30年5月15日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部  建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年4月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年4月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年4月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年5月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年4月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成30年5月8日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年5月8日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年5月8日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年5月9日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年5月8日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		
平成30年5月15日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成30年5月15日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年5月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年5月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		平成30年5月23日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

# 参 考



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年5月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 現場写真、測量図面以外の判定根拠資料については、H30-009号を参照。		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		平成30年5月24日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年5月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
平成30年5月28日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 R3.8.5一部取消		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年5月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年5月31日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年6月7日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年5月29日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		
平成30年5月31日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成30年6月5日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年6月5日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成30年6月11日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年6月11日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年6月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年6月6日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 道路判定H14-417の判定範囲が不明瞭であった為、本判定書により確定した。		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成30年6月18日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年6月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年6月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年6月19日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年6月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年6月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成30年6月20日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 H30.8.29協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年6月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		
平成30年6月22日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 H30.8.8協定済		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年6月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 道路判定H15-45の判定範囲が不明瞭であった為、本判定書により確定する。		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年6月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年6月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成30年7月2日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成30年7月4日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年7月4日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		
平成30年6月27日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 R1.5.16一部協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成30年7月2日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年7月3日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年7月5日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年7月9日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
平成30年7月3日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		
都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 過年度判定番号H16-39号の取消し、H22-174号の範囲変更 区画整理により抹消 R3.3		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年7月4日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年7月5日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年7月13日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		
平成30年7月6日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年7月12日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年7月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年7月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年7月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年7月23日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		平成30年7月24日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年7月24日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年7月25日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
<p>上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月25日</p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地</p> <p style="text-align: right;">都市局まちづくり推進部  建築指導課 TEL 079-221-2579</p>		
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

# 参 考

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、①法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください</p>	
上記のとおり判定する。		平成30年7月31日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月6日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、①道路のうち幅員4m以上の部分は包括同意基準2に、②道路は包括同意基準3-(5)に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月2日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月9日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成30年8月9日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	許可条件については、各過年度道路判定書を参照	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月9日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 過年度道路判定番号H14-336号、H18-38号、H20-123号の判定範囲変更		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月16日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月22日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		平成30年8月22日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月22日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月22日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月22日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	許可条件については、過年度判定書を参照	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 過年度道路判定番号H19-065号の判定範囲変更		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月30日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月30日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月30日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。  幅員が4m以上ある部分は、42条第1項第1号に規定する道路として取り扱う。</p>	
上記のとおり判定する。		平成30年8月30日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 道路判定H31-228号にて判定結果変更		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(4)または3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年8月31日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください</p>	
上記のとおり判定する。		平成30年8月31日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 R2.4.8協定済		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)または3-(6)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年9月3日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年9月4日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		
平成30年9月10日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年9月11日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		
平成30年9月11日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考	R7.1.10 協定済	
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		平成30年9月13日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年9月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年9月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月1日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年9月21日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		
平成30年9月21日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準2、3-(5)に該当することができます。 ※ 幅員が4m以上の部分は管理者の使用承諾が必要です。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月2日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月2日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月2日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月3日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月5日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H3-014号の再判定		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月12日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月12日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月19日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月23日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 注) 判定範囲については、正本判定書を参照		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月19日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月23日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月24日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準2、3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月24日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準2、3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月24日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年10月31日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準2、3-(5)に該当することができます。※幅員が4m以上の部分は管理者の使用承諾が必要です。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年11月7日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年11月19日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年11月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年11月13日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年11月21日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年11月26日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 H16-201号再判定		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年11月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年12月4日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年11月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年11月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)、3-(6)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年11月30日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年12月3日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		
平成30年12月4日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		
都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H31-195号にて判定取消し(建築計画により道路形状消滅)		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。</p> <p>注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。</p> <p>注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。</p> <p>注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成30年12月6日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成30年12月10日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2による許可申請において、包括同意基準3-(4)、3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年12月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準2、3-(5)に該当することができます。※幅員が4m以上の部分は管理者の使用承諾が必要です。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年12月10日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2による許可申請において、包括同意基準3-(4)、3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年12月13日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 ①通路H31. 2. 27協定済		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成30年12月17日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年12月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年12月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準2、3-(5)に該当することができます。※幅員が4m以上の部分は管理者の使用承諾が必要です。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年12月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年12月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準2、3-(5)に該当することができます。※幅員が4m以上の部分は管理者の使用承諾が必要です。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年12月19日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年12月19日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 平成30年11月29日姫路市指令土第1-41-2号(18)、平成30年12月13日姫路市公告第708号		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 平成30年11月27日姫路市指令土第1-67-2号(18)、平成30年12月20日姫路市公告第726号		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準2、3-(5)に該当することができます。※幅員が4m以上の部分は管理者の使用承諾が必要です。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成30年12月27日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 平成27年4月10日姫路市指令土第1-70-2号(14)、平成27年6月8日姫路市公告第287号		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 平成27年11月20日姫路市指令土第1-41-2号(15)、平成28年1月21日姫路市公告第18号		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 平成28年2月9日姫路市指令土第1-54-2号(15)、平成28年2月26日姫路市公告第71号		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成31年1月7日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成31年1月11日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 平成28年10月6日姫路市指令土第1-63号 (16)、平成29年3月8日姫路市公告第92号 ※範囲は土地利用計画平面図を参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 平成30年7月23日姫路市指令土第1-40号(18)、平成30年12月25日姫路市公告第728号 ※範囲は土地利用計画平面図を参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 ※後退方法については、判定書(正本)変更前後対照図を参照		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年1月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 ※判定範囲は、申請地西側の側溝までの範囲とする。		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年1月17日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判 断 結 果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 ※後退方法については、判定書(正本)調査図面を参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 ※道路境界線については、判定書(正)別紙を参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判 断 結 果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	※建築基準法第42条第1項第2号に規定する都市計画法による道路(開発行為によって築造された道路)と取り扱う。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 ※協議内容については、判定書(正本)別紙を参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

# 参 考

閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備考 ※協議内容については、判定書(正本)別紙を参照		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 ※道路扱いについては、判定書(正本)を参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年1月23日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 判定H14-399号の再判定		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年1月23日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	※建築基準法第42条第1項第2号に規定する都市計画法による道路(開発行為によって築造された道路)と取り扱う。※H30年度現在、市道編入済	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年1月23日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 平成28年6月14日姫路市指令土第1-100-2号(15)、平成28年7月14日姫路市公告第345号 ※範囲は土地利用計画図を参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2による許可申請において、包括同意基準3-(4)、3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年1月23日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年1月24日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年1月25日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成31年1月28日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成31年1月29日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準2、3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月1日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 ※市道安室18号線の認定範囲は、道路部局で確認のこと。		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)、3-(6)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください</p>	
<p>上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月1日</span></p>		
<p>〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span>  <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span></p>		
<p>備 考</p>		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月4日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		平成31年2月6日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2による許可申請において、包括同意基準3-(4)、3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月6日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成31年2月5日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 ※H31-169号にて判定範囲変更 (判定範囲は土地利用計画図を参照)		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成31年2月6日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要)  <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。 ※幅員が4m以上の部分は建築基準法第42条第1項第3号による道路として、幅員が4m未満の部分は第42条第2項による道路として取り扱う。	
上記のとおり判定する。		平成31年2月6日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地与相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2による許可申請において、包括同意基準3-(4)、3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月7日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準2、3-(5)に該当することができます。※幅員が4m以上の部分は管理者の使用承諾が必要です。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月12日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 姫路市指令土第1-10-2号(19)により範囲変更		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月13日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 過年度道路判定番号H17-38号の判定範囲変更		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第2による許可申請において、包括同意基準3-(4)、3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	許可条件については、各過年度道路判定書を参照	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 過年度道路判定番号H18-312号の判定範囲変更、平成30年7月11日姫路市指令土第1-35号(18)、平成31年2月15日姫路市公告第43号 ※範囲は土地利用計画図を参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成31年2月18日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 道路判定H12-017号の北側終端部の範囲が不明瞭であった為、改めて範囲を判断した。(H30-201号判定資料の実測図に範囲を記載)		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第2による許可申請において、包括同意基準3-(4)、3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備考 過年度道路判定番号H19-286号の判定範囲変更、平成30年3月12日姫路市指令土第1-129号(17)、平成31年2月18日姫路市公告第46号 ※範囲は土地利用計画図を参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月20日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 過年度道路判定番号H-16-278号の判定取消し		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準2、3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月21日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)、3-(6)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月21日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月22日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 市道路線の区域変更及び供用開始 (H31. 2. 21姫路市告示第80号) に伴い過年度道路判定 (H14-265号) の判定範囲変更		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年2月27日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 ※土師集落地区計画区域内 道路拡幅計画については北部道路事務所 (079-336-4421建設担当) の測量図を参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成31年3月7日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準2、3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		
平成31年2月28日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		
都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
道路判定H11-17号及びH18-182号の判定範囲が不明瞭であった為、改めて判定範囲を判断するもの ※範囲については、H30-210号判定資料を参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成31年3月1日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	建築基準法第42条第1項第1号による道路※国道2号線 (ハイパス側道)	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年3月1日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 ※道路区域については、道路管理者(姫路河川国道事務所)で確認してください。H24-60号道路判定の延長		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(4)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年3月1日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成31年3月6日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 過年度道路判定 (H14-426号) の判定範囲の錯誤修正		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成31年3月7日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 過年度道路判定H15-80号、H17-2号の判定範囲変更		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年3月8日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 ※S46. 6. 4 S46-1号にて一団地認定有り 建築行為の際には取消しが必要		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

## 閲覧

## 建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	<p>全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。  該当しない場合は、個別案件審査となります。  申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。</p>	
上記のとおり判定する。		平成31年3月11日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
<p>注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。  注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。  注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。  注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。</p>		

参 考



閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

判定番号  
H30-219号

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年3月11日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備考 過年度判定番号H17-113号の取消し		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年3月11日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 過年度道路判定番号H17-51号の範囲変更		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、①② 包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。		平成31年3月12日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準2、3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年3月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年3月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年3月14日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 過年度道路判定番号H12-010号の判定範囲変更、平成29年12月13日姫路市指令土第1-96号(17)、平成30年10月22日姫路市公告第602号 ※範囲は土地利用計画図を参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成31年3月14日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 過年度道路判定番号H20-058号の判定範囲変更、平成30年9月28日姫路市指令土第1-62号(18)、平成31年3月11日姫路市公告第86号 ※範囲は土地利用計画図を参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、①②法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年3月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年3月15日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 市道路線の区域変更及び供用開始 (H31. 3. 15姫路市告示第123号) に伴い過年度道路判定 (H18-371号) の判定範囲変更		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年3月18日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 判定①②の境界については、道路判定書の現況平面図を参照。		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成31年3月28日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		平成31年3月26日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)、3-(6)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください	
上記のとおり判定する。		平成31年3月29日
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年3月27日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年3月27日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年3月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考 平成30年3月14日姫路指令土第1-79-3号(17)、平成31年3月22日姫路市公告第98号 ※判定範囲は土地利用計画図を参照		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		



	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年3月28日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 <span style="float: right;">平成31年3月29日</span>		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 <span style="float: right;">都市局まちづくり推進部</span> <span style="float: right;">建築指導課 TEL 079-221-2579</span>		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		